

**平成29年度和歌山県
下水道排水設備工事
責任技術者資格認定共通試験**

●主催／和歌山県下水道協会

●試験日／11月19日(日)

●試験会場／和歌山商工会議所(和歌山市西汀丁36)

●※希望者には10月28日(土)に同会場で受験講習を実施

●申込書配布期間／8月1日(火)～9月1日(金)

●申込書受付期間／8月21日(月)～9月1日(金)

●申込書配布・受付場所／下水道課・和歌山県下水道協会

●**申問**下水道課・和歌山県下水道協会
☎073・435・1093

**和歌山県
統計グラフィコンクール
作品募集**

●応募資格／県内在住・在学または県内に勤務している方

●課題／自由

●※小学4年生以下の児童の応募については、児童が自ら観察または調査した結果をグラフにしたものとする。

●**作品の規格**／B2判(72.8cm×51.5cm)

●※紙質、色彩については自由

●締切日／9月8日(金) 必着
●作品送付先／和歌山県統計協会(和歌山県調査統計課内)

●詳細は和歌山県ホームページ内
(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020300/toukeigraph/>) をご覧ください。

●**和歌山県統計協会事務局**
☎073・441・2600

税金

国民健康保険税の軽減措置

●低所得者に対する軽減措置の拡大のため、平成29年度から2割・5割軽減の判定基準所得が変更になりました。国保の軽減を受けることができる世帯の所得基準額は、次の表の計算で確認できます。

●国保の納税義務者、世帯に属する被保険者、および特定同一世帯所属者の総所得金額などの合計が、表の計算方法により算出された基準額を下回れば、課税する均等割・平等割が該当する割合の軽減を受けることができます。軽減を受けるための申請は必要ありませんが、原則的に世帯の対象者全員の所得申告などがされていないと軽減判定ができないため、未申告

軽減割合	軽減判定基準額
2割	◎総所得金額の合計が 33万円+ (国保被保険者数+特定同一世帯所属者数)×49万円 以下
5割	◎総所得金額の合計が 33万円+ (国保被保険者数+特定同一世帯所属者数)×27万円 以下
7割	◎総所得金額の合計が 33万円 以下

●※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も世帯主が変わらず同一の世帯に属する方をいいます。

●者が1人でもいれば軽減を受けることができず所得申告が必要で、収入の有無にかかわらず所得申告が必要です。

吉備庁舎税務課

保険証

**後期高齢者医療制度の
被保険者証の色が
「うすい緑色」に変わります**

●平成29年7月31日の有効期限満了に伴い、被保険者証(保険証)を更迭します。新しい保険証は「うすい緑色」です。7月中旬頃から順次、簡易書留郵便で郵送予定です。

●今回お届けする『うすい緑色』の保険証は7月1日から使用できます
届くまでは現在お持ちの「うすいオレンジ色」の保険証をご使用ください。

●「うすいオレンジ色」の保険証は平成29年8月1日以降使用できません。
●**現在お持ちの保険証「うすいオレンジ色」の取り扱い**

●新しい保険証『うすい緑色』がお手元に届き次第、「うすいオレンジ色」の保険証は、吉備庁舎住民課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局住民福祉室にお越しの際にご返却いただくか、ご自分で細かく判断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意ください。処分してください。

●※平成29年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください。

●※住民税の課税所得が145万円以上の被保険者のいる世帯の方は、一部負担金の割合が3割となります。

●(例) 今まで1割だった方が3割負担に変更となる場合「3割(平成29年7月31日までは1割)」と表示されます。

吉備庁舎住民課